

保護者殿

学校伝染病の取扱いについてのお願い

下記学校伝染病にかかった場合は、学校保健法で出席停止になり、幼稚園への出席はできません。登園の際は、下記医師の証明を担任までお届け下さい。

学校伝染病（第一種・第二種） 法定伝染病

百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
麻疹 (はしか)	体温が平熱になり3日を経過してから
風疹 (3日はしか)	熱が下がり発しんが消えてから
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになり、医師が感染の恐れがないと認めてから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、全身状態が良好になったら
流行性角結膜炎 (はやり目)	眼の充血症状が治まり、医師が感染の恐れがないと認めてから

この他にも、急性出血性結膜炎・ポリオ・結核・腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 など)・日本脳炎・侵襲性髄膜炎菌感染症などがあります。

※インフルエンザについては、「登園届 (インフルエンザ用)」をご提出ください。

※新型コロナウイルスについては、「登園届 (新型コロナウイルス用)」をご提出ください。

※用紙は当園ホームページ内『各種ダウンロード』より入手できます。

登園許可証

クラス

園児氏名

学校伝染病（ ）は治癒しましたので

月 日より登園を許可します。

令和 年 月 日

医師名

印